

陳 情	受 理 番 号	32	受 理 年 月 日	令和7年11月25日	付 託 委員会	教育福祉
件 名	児童館児童厚生員賃金の算定額統一のお願い					

みだしの件について、別紙のとおり陳情いたしますので、よろしくお願ひいたします。

### 児童館児童厚生員賃金の算定額統一のお願い（陳情）

#### （理由・背景）

市内児童館のうち10館は指定管理者制度で運営されていますが、指定管理費で算定されている児童厚生員の時給単価が直営児童館の児童厚生員の時給単価より低く設定されています。そのため、指定管理者制度で運営する児童館では、人員不足のまま児童館運営を行わざるを得ない状況が続いています。このままでは児童厚生員の採用ができず、過重負担による職員の離職がさらに増え、児童館の質の低下や労働基準法に抵触する運営状況となり、安定した開館ができなくなるリスクがあるため、以下の通り改善を要望いたします。

#### （願意・要望）

- 1 指定管理者制度で運営する児童館の児童厚生員の人事費算定額を、市直営児童館の児童厚生員の時給単価、期末手当と同等として算定することを要望する。